

山形県中学校体育連盟旅費規程

本部役員（会長・副会長・評議員・理事長・常任理事・理事・監事）及び事務局員の旅費支給基準は下記の通りとする。

（鉄道運賃）

- 1 鉄道運賃は、普通旅客運賃とする。
- 2 片道100km以上の場合、特別急行の利用を認め、特別急行料金を支給する。
- 3 片道200km以上の場合、新幹線の利用を認め、新幹線特別急行料金を支給する。
- 4 特別急行料金・新幹線特別急行料金は、指定席特別急行料金を支給する。

（航空運賃）

- 1 航空運賃は業務上の日程が繁忙のため航空機の利用を必要とする場合、会長の承認を得て、実費を支給する。

（バス運賃）

- 1 バス運賃は、実費を支給する。

（車賃）

- 1 自動車燃料として、原則として勤務地の各市町村役所・役場所在地から目的地の各市町村役所・役場所在地までの距離に応じ15円/kmを支給する。勤務地までの帰路についても同様とする。
- 2 有料道路（高速道路）の利用は、往復の路程が100km以上の場合とし、普通車一般料金を支給することができる。
- 3 前項の規定により通算した路程に1km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（現地経費及び宿泊料）

- 1 現地経費は1日に付き800円、1泊に付き2,500円を支給することができる。
- 2 宿泊料は1泊に付き、「山形県旅館ホテル生活衛生同業組合による山形県スポーツ・文化関係大会宿泊要項の宿泊料金等の区分 監督・付添 料金」に準じる金額を支給する。
- 3 宿泊施設が指定される場合、会長の承認を得て、実費を支給する。

（附則）

- 1 本規程は、昭和63年4月1日より施行する。
- 2 平成2年4月1日に一部改定する。
- 3 平成4年4月1日に一部改定する。
- 4 令和3年5月21日に一部改定する。
- 5 令和6年4月1日に一部改定する。